平成２９年（フ）第８０４号
東京都日野市日野本町４丁目18―36―201
債務者　野崎　雄介
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０６号
東京都中野区上高田１丁目３―12―202
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０７号
東京都中野区上高田１丁目３―12―202
債務者　鈴木淳太郎
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９号
東京都新宿区新宿６丁目13―10―219
債務者　松本　千幸
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９号
東京都練馬区氷川台４丁目34―４―105
債務者　長谷川真也
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０号
東京都練馬区桜台４丁目１―８―405
債務者　倉島ひとみ
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２５号
東京都世田谷区大蔵３丁目１―５―509
債務者　大賀　　修
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２８号
東京都江戸川区江戸川６丁目２―14―202
債務者　本田　梨恵
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８号
北海道旭川市９条通14丁目24番地の442
債務者　高橋　裕之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９１号
東京都日野市南平５丁目30番地の１向川原団地６―408
債務者　佐原　優美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
東京都八王子市下恩方町1512番地11
債務者　山倉　弘子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４号
沖縄県沖縄市字桃原300番地　ベルコモンズ202
債務者　内野　慎弥
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１１号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目45番23号
債務者　上里すずな
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９００２号
東京都葛飾区青戸６丁目11―10―202
債務者　宮崎　幸雄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３３２号
東京都葛飾区細田５丁目16―16―101
債務者　吉田　明己
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部